

公益財団法人尼崎市文化振興財団役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人尼崎市文化振興財団(以下「財団」という。)定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 理事長及び常務理事とは、定款第21条第3項に基づき置かれている者をいう。
- (3) その他の理事とは、理事長、副理事長及び常務理事以外の理事をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の支給)

第3条 財団は、役員等に対して、勤務形態に応じ、職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事の報酬は、別表1に定める額の範囲内で理事会において定めるものとする。
- 3 その他の理事及び評議員に対する報酬は、別表2のとおりとする。ただし、本人の意志による辞退及び尼崎市職員には報酬を支給しない。
- 4 監事の報酬は、別表3のとおりとする。ただし、尼崎市職員には報酬を支給しない。

(支給方法)

第4条 支給方法については、職務執行の都度、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人からの申し出により、本人名義の金融機関口座に振り込むことができるほか、当財団職員給与規程の適用を受ける職員の例により支給することができる。

(費用)

第5条 当財団役員等が、その職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 理事長、副理事長及び常務理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額及び支給方法は当財団職員給与規程の適用を受ける職員の例により支給することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益財団法人尼崎市総合文化センターの設立の登記の日から施行する。

2 財団法人尼崎市総合文化センター役員の報酬等に関する規程(平成3年4月1日施行)は、廃止する。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1(第3条第2項関係)

役員区分	勤務形態	総額
理事長・副理事長	月3日以上	1,200千円以内
常務理事	週5日以内	8,000千円以内

別表2(第3条第3項関係)

役員区分	日額報酬	総額
評議員	7,000円	300千円以内
その他の理事	7,000円	200千円以内

別表3(第3条第4項関係)

役員区分	勤務形態	月額報酬
監事	月2日	50,000円